

県南広域振興局長告示第51号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年4月15日

県南広域振興局長 永井 榮一

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500672	ホームケア土屋 奥州	奥州市水沢袋町7番29号 ビークル11号室	令和4年3月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500672	ホームケア土屋 奥州	奥州市水沢袋町7番29号 ビークル11号室	令和4年3月31日